

一般会計等 注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産……………取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
 - ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。
 - イ 昭和 60 年度以後に取得したもの
取得原価が判明しているもの……………取得原価
取得原価が不明なもの……………再調達原価
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。
- ② 無形固定資産……………取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
取得原価が判明しているもの……………取得原価
取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的有価証券……………償却原価法（定額法）
- ② 満期保有目的以外の有価証券
 - ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格
（売却原価は移動平均法により算定）
 - イ 市場価格のないもの……………取得原価
- ③ 出資金
 - ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格
（売却原価は移動平均法により算定）
 - イ 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
 - 建 物 14年～50年
 - 工作物 8年～60年
 - 物 品 2年～15年
 - 船 舶 5年
- ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
（ソフトウェアについては、当市における見込利用期間（5年）に基づく定額法によっています。）
- ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）
……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

- ① 徴収不能引当金
過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。
- ② 退職手当引当金
地方公共団体財政健全化法における退職手当支給額に係る負担見込額算定方法に従って計上しています。
- ③ 賞与等引当金
翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額につい

て、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（短期投資、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含みます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が 50 万円（美術品は 300 万円）以上の場合に資産として計上しています。ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、固定資産の取得価額等のおおむね10%未満相当額以下または60万円未満であるときに修繕費として処理しています。

2 重要な会計方針の変更等

該当ありません。

3 重要な後発事象

該当ありません。

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

該当ありません。

(2) 係争中の訴訟等

該当ありません。

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

② 一般会計等と普通会計の対象範囲の差異

差異なし

③ 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

④ 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

- ⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率 -%

連結実質赤字比率 -%

実質公債費比率 4.1%

将来負担比率 -%

- ⑥ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

該当ありません。

- ⑦ 繰越事業に係る将来の支出予定額

繰越明許費：775,685千円

プレミアム付商品券事業	3,033 千円
小学校トイレ改修事業	42,395 千円
小学校施設非構造部材耐震化事業	99,616 千円
小学校空調整備事業	469,601 千円
中学校空調整備事業	161,040 千円

- ⑧ その他財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

該当ありません。

(2) 貸借対照表に係る事項

- ① 基準変更による影響額等は次のとおりです。

該当ありません。

- ② 売却可能資産の範囲及び内訳

愛西市草平町新開41番2 宅地 155.98㎡ 6,536千円

- ③ 減債基金に係る積立不足額

該当ありません。

- ④ 基金借入金（繰替運用）

該当ありません。

- ⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	15,134,502 千円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	2,136,032 千円
将来負担額	32,530,679 千円
充当可能基金額	15,192,425 千円
特定財源見込額	- 千円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	23,152,240 千円

- ⑥ 地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額
285,477,048円

- ⑦ 管理者と所有者が異なる指定区間外の国道や指定区間の一級河川等及び表示登記が行われていない
法定外公共物

該当ありません。

(3) 行政コスト計算書に係る事項

該当ありません。

(4) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(5) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支 985,556千円

② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	22,152,474千円	21,455,049千円
前年度末資金残高	843,098千円	-
資金収支計算書	21,309,376千円	21,455,049千円

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支 2,264,059 千円

投資活動収入の国県等補助金収入 133,263 千円

減価償却費 △3,344,440 千円

賞与等引当金繰入額 △261,401 千円

徴収不能引当金繰入額 △5,730 千円

その他 277,224 千円

純資産変動計算書の本年度差額 △937,025 千円

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額 1,000,000千円

一時借入金に係る利子額 - 千円

⑤ 重要な非資金取引

該当ありません。

全体財務書類の注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産……………取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
 - ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価
ただし、道路、河川及び水路の敷地においては備忘価額 1 円としています。
 - イ 昭和 60 年度以後に取得したもの
取得原価が判明しているもの……………取得原価
取得原価が不明なもの……………再調達原価
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。
- ② 無形固定資産……………原則として取得原価
ただし、取得原価が不明なものは、再調達原価としています。

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的有価証券……………償却原価法（定額法）
- ② 満期保有目的以外の有価証券
 - ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格
（売却原価は移動平均法により算定。）
 - イ 市場価格のないもの……………取得原価
- ③ 出資金
 - ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格
（売却原価は移動平均法により算定）
 - イ 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
 - 建 物 14年～50年
 - 工作物 8年～60年
 - 物 品 2年～15年
 - 船 舶 5年
- ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
（ソフトウェアについては、庁内における見込利用期間（5年）に基づく定額法によっています。）
- ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース契約 1 件あたりのリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）
……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

- ① 徴収不能引当金
過去 5 年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。
- ② 退職手当引当金
地方公共団体財政健全化法における退職手当支給額に係る負担見込額算定方法に従って計上しています。
- ③ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当、勤勉手当等及びそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 全体資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（短期投資、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含みます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

該当ありません。

(2) 表示方法の変更

該当ありません。

(3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更

該当ありません。

3 重要な後発事象

該当ありません。

4 偶発債務

該当ありません。

5 追加情報

(1) 対象範囲（対象とする会計名）

国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、水道事業会計

(2) 出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき、出納整理期間を設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない会計と出納整理期間を設けている会計との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

(3) 表示単位未満の取扱い

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(4) 売却可能資産の範囲及び内訳

愛西市草平町新開41番2 宅地 155.98㎡ 6,536千円

連結財務書類の注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産……………取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
 - ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価
ただし、道路、河川及び水路の敷地においては備忘価額 1 円としています。
 - イ 昭和 60 年度以後に取得したもの
取得原価が判明しているもの……………取得原価
取得原価が不明なもの……………再調達原価
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。
- ② 無形固定資産……………原則として取得原価
ただし、取得原価が不明なものは、再調達原価としています。
なお、一部の連結対象団体（一部事務組合）においては、原則、取得原価としています。

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的有価証券……………償却原価法（定額法）
- ② 満期保有目的以外の有価証券
 - ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格
(売却原価は移動平均法により算定)
 - イ 市場価格のないもの……………取得原価
- ③ 出資金
 - ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格
(売却原価は移動平均法により算定)
 - イ 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法（ただし、海部南部水道企業団においては先入先出法による原価法）

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
 - 建 物 14年～50年
 - 工作物 6年～60年
 - 物 品 2年～15年
 - 船 舶 5年
- ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
(ソフトウェアについては、庁内における見込利用期間（5年）に基づく定額法によっています。)
- ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース契約 1 件あたりのリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）
……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

- ① 徴収不能引当金

過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

地方公共団体財政健全化法における退職手当支給額に係る負担見込額算定方法に従って計上しています。

また、連結団体においては、期末自己都合要支給額に、退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち当該団体へ按分される額を加算した額を控除した額を加算して計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当、勤勉手当等及びそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 連結資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（短期投資、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含みます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、海部南部水道企業団については、税抜方式によっています。

(9) 連結対象団体の決算日が一般会計等と異なる場合の処理

該当ありません。

2 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

該当ありません。

(2) 表示方法の変更

該当ありません。

(3) 連結資金収支計算書における資金の範囲の変更

該当ありません。

3 重要な後発事象

該当ありません。

4 偶発債務

該当ありません。

5 追加情報

(1) 連結対象団体（会計）

団体名	区分	連結の方法	比例連結割合
海部地区急病診療所組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	21.59%
海部地区環境事務組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	21.48%
海部地区水防事務組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	16.99%
愛知県後期高齢者医療 広域連合	一部事務組合・広域連合	比例連結	1.01%
海部南部水道企業団	一部事務組合・広域連合	比例連結	42.99%

（注）「統一的な基準による地方公会計マニュアルに掲載のQ&Aの追加及び注記例について」（平成29年8月18日付総務省自治財政局財務課長通知）にて追加されたQ&A（4. 連結財務書類作成の手引き）問番号2により、連結財務書類の貸借対照表中、退職手当組合の退職手当にかかる基金のうち当該構成団体の持分相当を基金（その他）へ、退職手当組合の退職手当支給準備金のうち当該構成団体の持分相当を退職手当引当金へ、それぞれ計上することで、退職手当組合を連結したとみなす方法となります。

連結の方法は以下のとおりです。

一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。

(2) 出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき、出納整理期間を設けられている団体においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体と出納整理期間を設けている団体との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

(3) 表示単位未満の取扱い

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(4) 売却可能資産の範囲及び内訳

愛西市草平町新開41番2 宅地 155.98㎡ 6,536千円